

長岡市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年2月20日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

監査の結果に基づく措置

監査の種類	定期監査
監査の対象	寺泊支所
監査の期間	令和6年10月21日から10月23日まで
監査の結果	<p>《指摘事項》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 料金徴収における不適切な処理について <p>寺泊コミュニティセンターの窓口において、利用者から料金を徴収してコピーサービスを提供しているが、このサービスに係る取扱い方針を定めておらず、現金取扱員の指定がないまま料金を徴収し、領収書を交付していなかったもの。また、その料金を1か月分まとめて金庫に保管し、入金していたもの</p> <p>必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。</p> <p>《意見》</p> <ul style="list-style-type: none">・ 寺泊地域のコミュニティ団体への支援について <p>寺泊コミュニティセンターは、住民同士の交流や地域への思いと理解の醸成を図ることを目的に、地域活動を行う拠点施設である。</p> <p>この施設では、そこで活動する地域団体への支援の一環として有料コピーを行っているが、団体活動が小規模であるため、コピー枚数は極めて少なく収入よりもコストが上回っている状態である。</p> <p>したがって、コピー支援については、コミュニティの推進を総括する担当課に基本的な考え方を確認した上で、職員による現金取扱いのリスク、徴収コストなどを総合的に勘案し、地域特性に応じた合理的な取扱いを検討されたい。</p>

措置状況	<p>《指摘事項》</p> <p>寺泊支所では、財務規則、会計事務取扱要領に基づき、直ちに寺泊コミュニティセンター職員を現金取扱員に指定し、領収書の発行を行うよう取扱いを改めた。</p> <p>併せて、受領したコピー料金については、原則として当日中に現金払込書により、指定金融機関へ払い込むこととし、コピー料金取扱いの事務処理マニュアルを作成するとともに、寺泊コミュニティセンター職員全員に説明を行い、対応を徹底した。</p> <p>《意見》（市民協働課所管）</p> <p>コミュニティ団体への支援を行うとともに、職員による現金取扱いのリスク低減等を図るため、コミュニティセンターにおけるコピー料金を原則無料とするよう検討する。</p> <p>なお、それまでの間については、現金等の適正な取扱いについて確認・指導等を行う。</p>
------	--